

第4次豊川市地域福祉計画 策定方針（案）

令和4年6月10日

1 計画策定の背景と目的

平成30年3月に策定した「第3次豊川市地域福祉計画」が令和4年度に計画期間が終了するため、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「第4次豊川市地域福祉計画」を策定します。

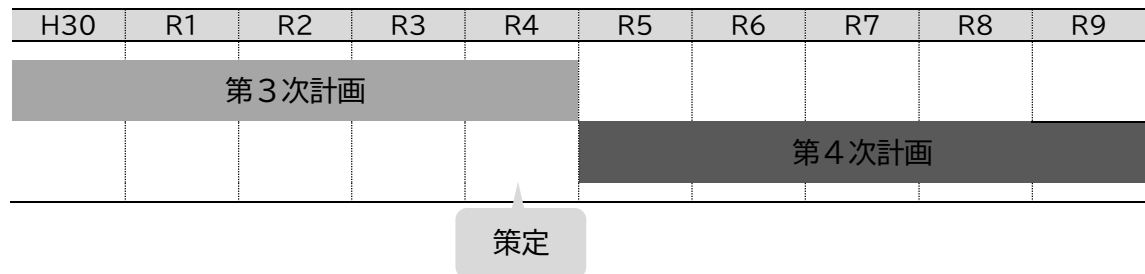
住民や団体、事業者の意見、国における地域福祉に係る制度改正、県の動向等を踏まえ、住民の参画を図りながら策定します。

■国の動向

- ・社会福祉法の主な改正内容【地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）】
 - 国及び地方公共団体における地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備（第6条第2項）
 - 市町村による地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための重層的支援体制整備事業（第106条の4第1項）
- ・重層的支援体制整備事業の主な内容
 - 包括的な相談支援…地域生活課題を抱える地域住民、家族、関係者からの相談に包括的に対応（第106条の4第2項第1号）
 - 参加支援…社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する活動の機会の提供（第106条の4第2項第2号）
 - 地域づくり支援…地域生活課題の解決に係る体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等（第106条の4第2項第3号）

2 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。



3 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠

『地域福祉計画』は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、福祉分野の上位計画として、「本市の将来を見据えた地域福祉の理念や推進に向けての基本的な方向を定める計画」です。

一方、社会福祉法第 109 条において、地域福祉の推進を図る団体と定義されている社会福祉協議会が策定する『地域福祉活動計画』は、「住民や福祉・保健等の関係団体・事業者が、地域福祉推進に関わるための具体的な活動の計画」です。

なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき策定する『成年後見制度利用促進計画』の内容を含めるものとします。

■社会福祉法（令和 3 年 4 月 1 日一部改正）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

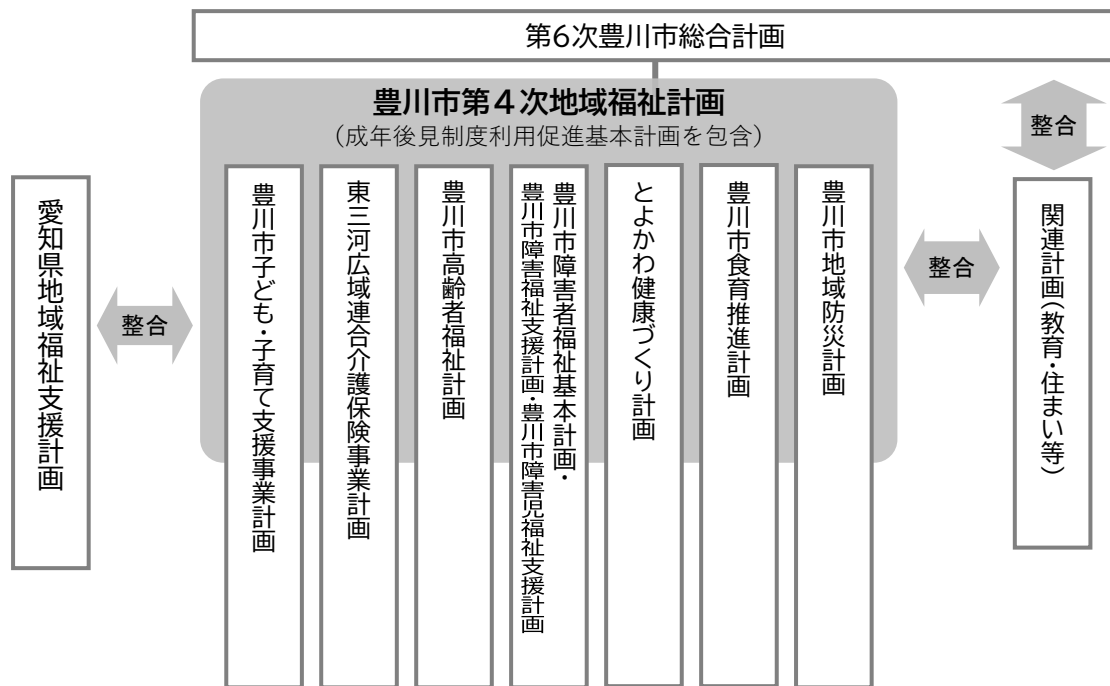
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

行政による福祉サービスと、民間による福祉サービスや住民による助け合い・支え合いの取り組みが連携し、包括的な支援体制を構築していくことが重要であることから、本市では地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、地域福祉の理念や取り組みを共有しながら、地域福祉の推進を図ります。

(3)関連計画との整合

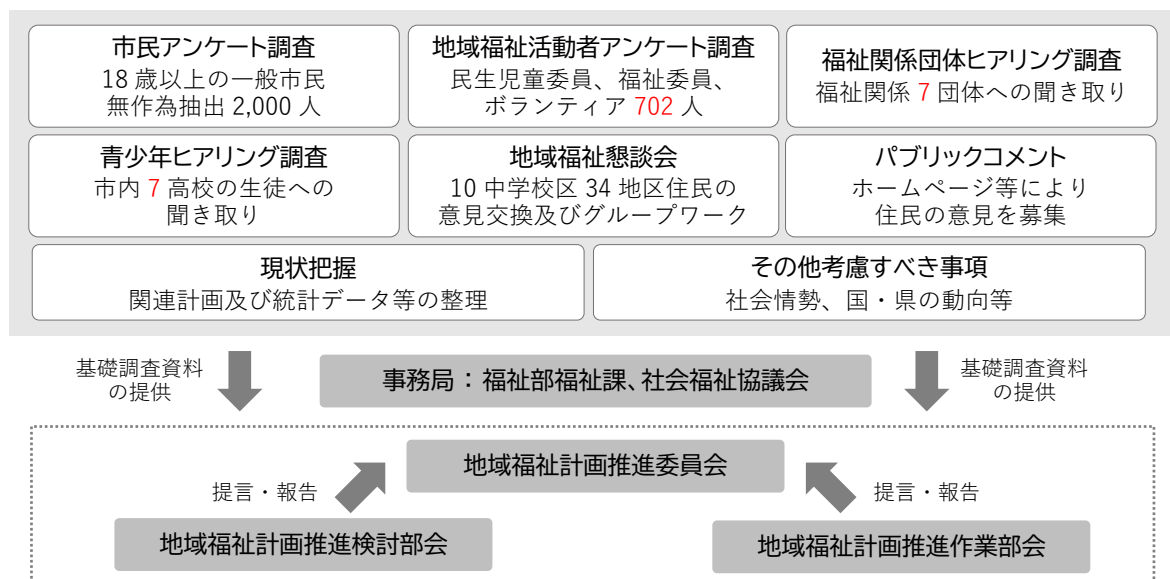
本計画は、本市の最上位である総合計画と整合を図り、福祉分野の上位計画として位置付けます。



4 策定の体制

本計画は、次の過程を経て策定します。

区分	内容
市民アンケート調査	市内 18 歳以上の 2,000 人が対象。市民の地域福祉に関する意識や意見、地域活動への参加状況などの実態を把握するために実施。
地域福祉活動者アンケート調査	市内の民生委員児童委員や福祉委員等が対象。福祉関係の専門機関を対象に実施。地域で活動していく上での問題や課題を把握するために実施。
福祉関係団体ヒアリング調査	市内で活動を行う福祉団体が対象。活動者視点での地域福祉の課題や、その解決につながる具体的な活動や、社会福祉協議会や市に求められる支援方法等を把握するために実施。
青少年ヒアリング調査	市内高校のボランティア部や生徒会の生徒が対象。次代の地域福祉の中核を担う若者の意識や意見等の実態を把握するために実施。
地域福祉懇談会	10 中学校区 34 地区において実施。身近な地域における課題や今後地域で取り組むべきことについて検討。
パブリックコメント	計画素案が完成した時点で、ホームページ等により計画に対する住民意見を募る。
地域福祉計画推進委員会	地域住民団体、福祉関係団体等から構成し、計画の策定に関する検討を行う。
地域福祉計画推進検討部会	市役所関係部署（福祉部、子ども健康部、企画部、市民部、建設部、及び教育委員会等の関係各課の担当）で構成。地域福祉に関する課題に対して施策及び計画案の検討を行う。
地域福祉計画推進作業部会	社会福祉協議会職員で構成。地域福祉活動に関して把握するとともに、課題に対して施策及び計画案の検討を行う。



5 その他の検討事項

(1)重点事業の設定

継承することを基本として検討

(2)地域における活動計画の策定

継承することを基本として検討

(3)重層的支援体制整備事業の検討

別途、定める重層的支援体制整備事業実施計画と整合を図り、方針を本計画で示すものとする

(4)指標の設定

計画の推進状況の検証・振り返りがしやすくなるよう、施策（または目標）ごとに、指標を設定するか今後協議

(5)SDGs への取り組みについて

本計画の推進にあたり、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を取り入れ、本市の福祉政策を展開

6 計画策定のスケジュール（予定）

日程	内容
令和4年6月	・ 第1回推進委員会 市民アンケート調査及び地域福祉活動者アンケート調査結果の報告 第4次計画策定方針の検討、確認
令和4年7月	・ 地域福祉懇談会の開催
令和4年8月～9月	・ 第2回推進委員会 計画骨子案（施策課題整理、方向性）の検討、確認 計画の目次構成（案）、及び取組事項（重点）の検討、確認
令和4年11月頃	・ 第3回推進委員会 計画書（素案）の検討、確認
令和4年12月～1月	・ パブリックコメントの実施
令和5年2月頃	・ 第4回推進委員会（計画最終案について） パブリックコメントの結果報告 地域福祉計画書（案）の検討及び承認